「学校において予防すべき感染症」にかかる報告書

令和　　年　　月　　日

京都府立鳥羽高等学校長　様

年　　組　　番　　生徒氏名

保護者氏名

1. 感　染　症　名

2. 発　　症　　日　　令和　　年　　月　　日（　　）

3. 解熱（軽快）日　　令和　　年　　月　　日（　　）

＊インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の**場合のみ**記入してください。

4. 欠　席　期　間　　令和　　年　　月　　日（　　）から

令和　　年　　月　　日（　　）まで

＊必ず保護者が作成してください。

＊出席停止基準については裏面を参照してください。

出席停止期間の基準について

1　インフルエンザ

出席停止基準の「発症後５日を経過、かつ解熱後２日を経過するまで」の日数の数え方

（例）

	発症	発　症　後						
	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目
A	発症 （発熱）	発熱	**解熱**	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	**発症後 ５日目**		
	出　席　停　止						**登校可能**	
B	発症 （発熱）	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後 １日目	解熱後 ２日目	
	出　席　停　止							**登校可能**

2　新型コロナウイルス感染症

出席停止基準の「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」の数え方

（例）

	発症	発　症　後							
	０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
A	発症	有症状	**軽快**	軽快後 １日目	軽快後 ２日目	**発症後 ５日目**			
	出　席　停　止						**登校可能**		
B	発症	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	**軽快**	軽快後 １日目	
	出　席　停　止								**登校可能**

＊「軽快日」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

3　その他の学校感染症

基本的には主治医の指示に従い、療養していただくようお願いいたします。

各感染症の出席停止基準については、右表をご参照ください。

学校感染症と出席停止基準

	病　　名		出席停止期間の基準
第Ⅰ種	**○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱 ○南米出血熱　○ペスト　○マールブルグ病 ○ラッサ熱　○急性灰白髄炎　○ジフテリア ○痘そう　○重症急性呼吸器症候群（SARS） ○中東呼吸器症候群（MERS）　○特定鳥インフルエンザ**		**・治癒するまで**
第２種	**○インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）**	**・発症後５日を経過し、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで。**	
	○百日咳	**・特有の咳が消失するまで。または、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。**	
	○麻しん（はしか）	**・解熱した後３日を経過するまで。**	
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	**・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。**	
	○風しん（三日はしか）	**・発しんが消失するまで。**	
	○水痘（みずぼうそう）	**・すべての発しんがかさぶたになるまで。**	
	○咽頭結膜熱（プール熱）	**・主要症状が消退した後２日を経過するまで。**	
	○新型コロナウイルス感染症	**・発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後Ⅰ日を経過するまで。**	
	＊上記の他、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。		
	○結核、髄膜炎菌性髄膜炎	**・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。**	
	○第Ⅰ種または第２種の感染症患者のある家に居住する者。これらの感染症にかかっている疑いのある者。	**・予防接種の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。**	
	○第Ⅰ種または第２種の感染症が発生した地域から通学する者。	**・その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。**	
	○第Ⅰ種または第２種の感染症の流行地を旅行した者。	**・その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。**	
第３種	**○コレラ　○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症　○腸チフス ○パラチフス　○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎　◆その他の感染症**		**・病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。**